

○平成23年度 森林及び林業施策 概要

概説

森林は、地球温暖化の防止や国土の保全、水源の^{かん}涵養、生物多様性の保全等の多面的な機能を有しており、「緑の社会資本」としての恩恵を国民が将来にわたって永続的に享受できるよう、持続的な森林経営の下、適切に整備保全していくことが必要。

1 森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けた整備と保全

- 平成23(2011)年度から、新たに「森林管理・環境保全直接支払制度」を導入し、意欲と能力を有し、面的まとまりをもって計画的な森林施業を行う者に対して、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設を直接支援するとともに、集約化に必要となる森林の現況調査、境界確認等に対して支援する。
- 京都議定書の目標達成のために不可欠な森林による吸収量1,300万炭素トン(第1約束期間の年平均値)の確保を図るため、間伐を平成19(2007)年度以降毎年55万ha、6年間で合計330万ha実施する必要があることから、「京都議定書目標達成計画」等に基づく取組を通じて森林整備を着実に実施する。
- 森林の有する多面的機能の発揮のため、間伐等の保育を適切に実施するとともに、広葉樹林化、針広混交林化、長伐期化等の多様な^{もり}森林づくりを推進する。
- 「生物多様性国家戦略2010」に基づき、森林生態系の調査のほか、森林の保護・管理技術の開発など、森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた施策を推進するとともに、我が国における森林の生物多様性保全の取組を国内外に発信する。
- 平成23(2011)年は国連が定めた国際森林年であることを踏まえ、我が国の森林・林業の再生や途上国の森林保全に対する国民の理解の促進につながるよう、記念行事等を実施する。
- 少花粉スギ等の苗木の生産体制の整備や、スギ林の広葉樹林等への転換等により、花粉発生源対策を推進する。
- 保安林の適切な管理や地域の安全・安心の確保に向けた治山対策、森林病虫害被害対策及び野生鳥獣の生息動向を踏まえた効果的な森林被害対策を推進するとともに、国民参加の^{もり}森林づくり活動と森林の多様な利用を推進する。
- 平成23(2011)年3月の「東日本大震災」により生じた被害の復旧対策等に取り組む。

2 林業の持続的かつ健全な発展と森林を支える山村の活性化

- 林業の持続的かつ健全な発展に向けて、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立するため、施業の集約化の推進、丈夫で簡易な林内路網の整備、森林組合改革の推進等の取組を行う。
- 市町村森林整備計画の策定等への支援を通じて、地域の^{もり}森林づくりの全体像を描くとともに、森林所有者等に対し指導等を行うフォレスターを育成するため、研修を実施する。また、「緑の雇用」による林業就業者を確保・育成する。
- 豊富な森林資源から新たな付加価値を創出し、山村の活性化を図るため、木質バイオマス利活用施設整備への支援や、森林整備や木質バイオマスの利用による二酸化炭素の吸収量・排出削減量のクレジット化に向け

た情報提供を行う。

- 農山村地域の貴重な収入源である特用林産物について、生産者の生産・販売力の強化に資する新生産技術・新規用途技術の検証を行うとともに、きのこを生産するための菌床のトレーサビリティの円滑な導入に向けた関係者の取組状況や問題点等の調査・検討について支援する。

3 林産物の供給及び利用の確保による国産材競争力の向上

- 施業の集約化や路網整備、高性能林業機械の活用による低コスト作業システムの普及、原木供給の取りまとめと需給のマッチングにより、国産材安定供給体制の整備を推進する。
- 木材加工の大規模化等を推進するため、地域の中小工場が中核工場と連携して生産品目の転換に取り組む場合に必要となる加工流通施設の整備、間伐材等を原料とする製紙用チップ製造施設の整備等を実施する。
- 平成 22 (2010) 年 10 月に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の実効性を高めるため、国が率先して木材利用に取り組むとともに、都道府県・市町村方針の策定や木材製造高度化計画の認定を受けた者に対する支援を行う。
- 間伐材等の未利用木質資源の利用促進のため、石炭火力発電所における石炭との混合利用、地域における熱利用等の拡大に資する木質バイオマス利活用施設の整備等を推進する。

4 森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発と普及

- 森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発や林木育種に関する戦略、「森林・林業再生プラン」等を踏まえ、産学官連携の強化を図りつつ、研究・技術開発を効率的かつ効果的に推進する。
- 森林整備の低コスト・高効率化を図るため、地域特性に適した作業システムに対応できる高性能林業機械等の改良を行うとともに、低コスト・高効率なバイオマス収集・運搬システムを開発する。また、未利用間伐材等の活用のため、エネルギー利用やマテリアル利用に向けた製造システムの構築など、木質バイオマスの新たな用途の実用化に必要な技術開発を推進する。
- 国と都道府県が協同した林業普及指導事業を実施し、都道府県間の均衡のとれた普及指導水準を確保するため、林業普及指導員の資格試験や研修を行う。

5 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の推進

- 公益的機能の維持増進を旨とし、健全な森林整備、森林の適切な保全管理、林産物の供給、国有林野の活用等の管理経営を推進するとともに、適切で効率的な事業運営の確保を図る中で、開かれた「国民の^{もり}森林」の実現に向けた取組を推進する。また、「森林・林業再生プラン」の実現に向け、木材の安定供給体制づくりや国有林のフィールドを活用した人材の育成を推進する。

6 持続可能な森林経営の実現に向けた国際的な取組の推進

- 世界における持続可能な森林経営等を推進するため、国際対話に積極的に参画するほか、開発途上国の森林保全等のための調査・技術開発や、独立行政法人国際協力機構 (JICA) 等を通じた協力を実施する。
- 地球温暖化問題への対応のため、途上国の森林減少・劣化対策等を支援する。また、違法伐採対策を推進するため、合法性等の証明された木材・木材製品の普及拡大を目指す取組を実施する。